

保税蔵置場許可の承継の承認について

標記のことについて、関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告します。

記

1. 承継後の法人の名称及び住所

郵船ロジスティクス株式会社（法人番号：4010401090222）
東京都品川区東品川四丁目12番4号

2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署）

郵船ロジスティクスつくば株式会社 保税蔵置場
茨城県つくば市谷田部字本郷3735番地1、3784番地、3786番地、
3787番地

（管轄：鹿島税関支署つくば出張所）

3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

郵船ロジスティクスつくば株式会社（法人番号：7050001016208）
茨城県つくば市谷田部3735番地の1

4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

郵船ロジスティクス株式会社 つくばロジスティクスセンター 保税蔵置場
茨城県つくば市谷田部字本郷3735番地1、3784番地、3786番地、
3787番地

5. 承継された許可期間

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 6月 30日

令和7年3月18日

横浜税関長 山崎 翼